

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 9 年 3 月 1 6 日 (木曜日)

議 事 日 程 (第 4 号)

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第39号 負担付きの寄附を受けることについて
- 第 3 議案第12号 四万十町人材育成推進センター条例について
- 第 4 議案第13号 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例について
- 第 5 議案第14号 四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第15号 四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第16号 四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第17号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第18号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第19号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第20号 四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第21号 四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第22号 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第23号 四万十町行政改革推進委員会条例を廃止する条例について
- 第15 議案第24号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について
- 第16 議案第25号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について
- 第17 議案第26号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

~~~~~

出席議員(17名)

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	17番	橋本保君
18番	酒井祥成君		

~~~~~

欠席議員(1名)

16番 西原真衣君

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	長谷部卓也君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	熊谷敏郎君	学校教育課長	杉野雅彦君
生涯学習課長	辻本明文君	農業委員会事務局長	西谷久美君
代表監査委員	中岡全君	政策監	田辺卓君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 脇 一 生 君 町民生活課長 佐々木 優 子 君
十和地域振興局

局長兼地域振興課長 竹 本 英 治 君 町民生活課長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 宮 地 正 人 君 次 長 酒 井 弘 恵 君

書 記 國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（酒井祥成君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより平成29年第1回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、16番西原眞衣君は出席停止となっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

14番武田秀義君の一般質問を許可します。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 皆さん、改めまして、おはようございます。一般質問の最後のとりということで、務めさせていただきます。

議長の許可をいただきましたので、通告書の内容に従いまして質問をさせていただきますので、また、私の質問はあまり筋書きのない質問に大体なっておりますので、その辺よくお聞きいただいて、酌み取っていただいておりますので、その辺よくお聞きいただいて、酌み取っていただいておりますので、その辺よくお聞きいただいて、酌み取っていただいておりますので、その辺よくお聞きいただいて、酌み取っていただいております。

それでは、私の今回の一般質問ですが、町長が本当初予算の議会の前に施政方針を述べていただきましたが、主にその内容の中の点についてお聞きしたいというように思います。

それでは、通告書の最初の一番目に観光振興というところで、維新博におけるペッパー君の活用についてというところを載せてあります。ペッパー君ですが、1年前に導入されて、1年間多分活用されてきたことと思いますが、施政方針の中でも幕末維新博というところが町長の中で、これからの四万十町の、幕末維新博において、町政の繁栄につなげていきたいというようなこともありました。その中で、導入されたペッパー君、今現在活用の状況、この1年間どうであったかとかいうところを少し聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それこそ昨日は観光振興でお二人の議員からご質問がありました。時間がなくて1分少々でした。今回はトップバッターですので、まとめたも

のを述べたいというふうに思います。

まず、ペッパー君の導入後の状況ということでございます。ペッパー君は人間型の対話ロボットとしまして、マスコミ等で話題になっておりましたことから、奥四万十博に向けて何か新しい試みをとるという思いの中で、奥四万十博や四万十町の観光とかイベント情報を提供させるということを目玉として、平成28年3月に導入をいたしました。

平成28年度は、拠点の道の駅のあぐり窪川に置くこととしておりましたので、現在も情報コーナーでせりふとか身ぶりを交えての観光情報等のサービス提供を行っております。

ペッパー君の着任の際には、去年の4月16日に、あぐり窪川で観光大使任命式というものを行いました。そこで動作や観光情報をプログラミングしたペッパー君が町長との会話のやり取りをするなど、愛称名をしまんとペッパーとしての活動がスタートいたしました。この様子につきましては、高知新聞のほうでも取り上げられております。

主な活動なんですが、イベントでは4月17日にあぐり窪川の創業祭でのペッパーと遊ぼうという企画、また5月22日には高知市のひろめ市場でのイベントでタレントとのトーク、7月9日には道の駅四万十とおわで9周年の感謝祭でのステージイベント、また10月1日には、「星空の街・あおぞらの街」全国大会で、お越しいただいた人たちのための観光案内などに活用して、町内外の来場者へのPRに努めたところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 主なペッパー君のこの1年の活動を報告していただいたと思いますが、私もそのあぐりの創業祭でのペッパー君、第一回目のペッパー君の活動だったとは思いますが、そのときもペッパー君がなかなか、行ったら起きてなくて、30分ぐらいで起きるのでということで待っておったわけですが、30分たっても起きずに、1時間たっても起きなかったということがあったようにも思いますが、その後そのペッパー君を立ち上げにかなり苦勞をされておったようにも伺います。

あと、十和の道の駅だとか、いろんなあおぞらのとか、ひろめ市場、いろんなところで活用されたようにもありますが、実質、ペッパー君、どれだけどういうふうに活用、活躍をされたのか。その辺を少し聞かせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 先ほど、イベントで年間に行った何点かのお話をしました。ペッパー君、当初入れたときに、なかなか情報を入れるのに職員だけの能力といいま

すか、そういうところでは難しい部分がございます、もう少し簡易なプログラムの入力ができないかというところで考えておりました、それに可能なソフトが出てきましたので、それを活用して、今では職員のほうがいろんな情報を入れて、簡単にできるようになりました。

それと、各会場でやはりペッパー君が寝ていた、そういう状況がありましたが、なかなか、乱暴に扱おうとどうしても途中で情報が出なくなるとかというようなことがございました。そこら辺はなかなか難しい、いつも職員がその場でおるわけにもいきませんが、たまたま来られた方が少し強くさわったりすると、故障になったりするような状況がございました。

そういうところで問題点はありますが、現在のところではそういう状況はないように思っています。

それと、どんなふうに使っているかというところでは、ペッパー君には、町内の観光情報とか入れて、タッチするとその情報が画面で見たり耳で聞こえたりというようなところで活用をしておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） あまり活躍してないのかなというような感じが今のあれでは受けるんですが、そのペッパー君に対して、多分職員が2人ぐらいはついて立ち上げ、それとメンテナンス云々、その会場へ持っていっても、職員がついてというようなことになると思うんですが、ペッパー君の導入にかかった費用、それとその維持費、それ実質どれぐらいかかっているのか、その点おわかりでしたらお示ししていただきたいと思いますが。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 維持費ということでございます。これ、平成28年度から3年間の債務負担を起こしまして、正確な数字ちょっと記憶してないが、245万円やったと思います、リース料として計上させてもらってまして、年間大体84万円ぐらいですか、平成29年度の当初予算にも計上していますが、84万円のたしかリース料やったと思いますが、それが発生しております。

それと、なかなか入力をするのに難しいというところで、その専用のソフトを構えるようにしてまして、それが確か40万円程度やったと思います。大体それが経費でございます。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 年間84万円程度ということと、あと職員がそれに随行してメンテナンス、立ち上げ云々にも当たるということで、当然その職員の人件費もそこに上乗せされるのかなというようにも思います。

この1年の、今、先ほど答弁いただきました活用と活躍の内容とかいうことをいろいろ考えますと、この費用が、費用対効果が出ているのか、出ていないのかというと、何か出ていないんじゃないかと。

なぜ、こういうことを言うかといいますと、奥四万十博自体が半年程度でしたが、その中でペッパー君の活躍というのは最初の一発目の導入のときぐらいなのかなと、後ではそんなにペッパー君のこと、話題が上がったようにも聞きませんし、今度、3月4日から始まりました幕末維新博、そこではこのペッパー君をまた維新博で活用するという事になると思いますが、この1年のようなことではあまり効果が見込めないんじゃないかと。それに対する対策云々をどのように考えているかというところもお聞きしたいのですが、実質、この費用がかかって、人件費もかかって、あまりないのであれば、もうこれを途中でやめるという方向性も、選択肢もあるんじゃないかと。こういう効果のないものにお金をいつまでも使っているよりは、ほかのことに使ったほうがいいんじゃないかというようなこともあろうかと思うので、その辺、維新博でどうペッパー君を活用していくのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） ペッパーの効果はどうだったろうかというところでございますが、昨年あぐり窪川に設置していますが、タッチをしたという利用者数でございまして、現在まで1万6,000人の方が何らかの形でペッパー君と触れ合っております。そういう面では、1万6,000人がどうかということにもなりますが、私は一定の効果はあったと思います。

ただ、ペッパー君があぐりにいますよとか、そういったPRというのが不足していたのかなということが反省をしているようなところでございます。

それと、今後どうなるかということがございますが、平成30年度まで債務負担の中で予算を認めてもらっていますので平成30年度までは使いたいという思いがありましたが、それこそ平成30年度まで幕末維新博というものがございまして、まずはそれに向けて何らかの有効な活用はしたいというふうに思っているところでございます。

それと、維新博に向けたペッパー君の活用ということでございますが、現在のところ、

幕末維新博の関連情報として谷干城の生涯を、一点目は四万十町での少年期とか幕末から維新、それから西南戦争での貢献、それから政治家の4段階でまず紹介をします。

それと、谷干城関連の文化財等の紹介として、旧窪川町にあります生誕地とか、それからまた高知市のお墓とか熊本城などの史跡、また町内の個人所有とか熊本博物館などの書画の紹介、谷干城と関係する幕末明治期の人物紹介として、坂本龍馬、中岡慎太郎、武市半平太などの幕末期の偉人、それからさらに明治天皇、伊藤博文などの明治期の偉人、それからその他県内地域会場との連携情報などを段階的に情報提供できるように協議もしておりますので、それを実行していきたいというふうに思っております。

今後も維新博との連携によりまして有効な活用には努めていきたいというふうに考えておりますので、それについては、谷干城のミュージカルを中心的に担っております商工会、また観光協会などと共に実行へ移していきたいというふうに思いますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 幕末維新博に向けて、ペッパー君の活用、主に谷干城がメインになろうかとは思いますが、もう既に維新博、3月4日から始まっております。3月4日には谷干城の一座がオープニングのセレモニーで行って、公演もしていますし、今度の4月16日、あぐりで谷干城のミュージカルの公演もするという事になっておりますので、そのときにペッパー君がやっぱり前に出て、ペッパー君の仕事をしていただくと、この大金の84万円、その分の仕事はするようにしていただけたらというふうに思います。大事なオープニングの幕開けのいつきですので、この出だしというのは結構大事じゃないかなというようにも思いますので、こけたりするようなことのないようお願いをして、ペッパー君についての質問は終わりたいというふうに思います。

それでは、引き続いて二番目、施政方針の内容ですので、全て関連したようなことですが、町長の施政方針の中に、箇条書きで1、2、3という中の二番目に「人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する生産性革命」という項目があるのですが、どのように人手不足、当然、四万十町、ほかの、全国的にですが、漏れず、人手不足ということは否めないわけなのですが、その人手不足に対してどのように克服、取り組んでいくような方針があるのか。そこのところをひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） ご質問のほうは、国の再興戦略2016におけます人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する生産性革命への課題と今後の取組を踏まえて、町の具体案はあるかというようなご質問だったと思います。

この、日本再興戦略2016では、成長制約打破のための雇用環境の整備、それからまた女性の活躍等多様な働き手の参画を推進することにしておりまして、今後の取組として長時間労働の是正に向けた取組強化、女性の活躍推進、高齢者・障がい者の活躍推進、働き方改革、雇用制度改革のさらなる推進、外国人材受入れ促進を進める計画となっております。

本町の関連する取組といたしましては、平成29年度からスタートします第2次総合振興計画の施策目標に雇用の促進と交流人口の促進を位置付けております。これまでの国の経済対策や雇用政策により、ある程度は成果が上がっていると思われませんが、都市部と地方との地域格差は解消されていない状況にあると考えております。全国的な地方の景気の低迷は四万十町においても例外ではなく、企業や雇用を取り巻く状況は非常に厳しい状況となっております。総合振興計画のときの町民アンケートにおきましても、地域における雇用の確保は満足度が低く、重要度の高い施策となっており、若者が四万十町に戻ってくる条件としても就職場所の確保が求められていると思います。

本町では、これまで国や県の雇用対策事業、また町独自の雇用創出事業、商工業振興助成事業、県との連携によるコールセンターの誘致や、次世代施設園芸団地の整備などで多様な産業が生まれ、若者や女性など町民の雇用機会の創出につながったと思っています。

しかし、一方では、求人に対する求職者がいないことによる人手不足の企業、また事業所等がいる実態もあり、町民の希望と企業側の希望とのミスマッチの解消に努めていくということが必要であります。また人口が減少する中で、若者のU、Iターンの就業先の確保と定着率の向上が課題となっております。

このような課題に対応する施策としましては、一点目に商工会や町内の高校と連携した会社説明、また就職面接会などの企画と共に、地域の企業等の定住につながる創意工夫による雇用拡大への事業支援、求職者と地場企業のマッチングの取組による将来の地域産業を担う人材の確保。

二点目に、四万十町総合創業支援計画に基づきます創業企業の促進による新たな就業機会の創出と、必要に応じた企業誘致と雇用の拡大。

三点目に、勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう労働環境の改善や整備に向けた事

業者への啓発などワークライフバランスの推進を挙げております。

雇用面での人材確保につきましては、企画課でも第2次総合振興計画において、人材育成事業として産業振興塾を設置し、企業や事業所等の経営者、従業員の人材育成に努めることにしており、今回の議会に提案をしている課の再編で設置予定のにぎわい創出課とも連携をした取組にしたいというふうに考えております。

今後はこの三つの施策を具体的に実現するための整備や事業を早期に検討する必要があると考えておりますが、議会におきましても、所管の委員会等で調査・研究などをいただきまして、ご提言などをいただければと思っております。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 2日間しゃべれなかった分をしゃべってもらっているのかというようにも思いますが、商工会等でも就職説明会、いろんなことを、町長が公約に挙げられてる人材育成の分でもやられておるのは、もうずっとやってきたことで、それでも実際、現実的に興津のミョウガのハウスだとか、商店街にしてもそうですし、飲食業、いろんな面で人手が不足しております。特に興津のミョウガとか、トマト、ピーマンですか、そういったところでも本当に深刻にもう高齢化したことよっての収穫する人材が不足しているという、その切迫した感じが受けられるわけなんですよ。

じゃ、そこに雇用が即座に対応できるかといったら、なかなかそういった政策云々でやっても、それは気の長い話になってしまうわけで、やっぱり抜本的にそれを解消するのは何かの手だてというか、やる必要があるんじゃないかと。

そこで僕が思うのがやはり外国人の研修制度ですよ。研修で受け入れて、一時的な、人材、人手不足を解消するとかそういったことももう緊急的な手だてとしては即座にやったほうがいいんじゃないかというような、安易な考えかもしれませんが、そういうようにも思うわけなんですよ。

だから、Iターン、Uターン、いろんな移住定住、それはもうずっと取り組んできて、それでもそんなに目に見えて効果が出るということではないので、あるいは現実的に不足している人材、それに対して緊急的にでもとる手だてということが必要じゃないかなというように思うんですが、その点についてはどうお考えか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君）　ご質問は、人手不足を解消するために外国人の方の雇用というようなことであったと思います。

先ほども言いました日本再興戦略2016の中にも、外国人材の受入れ促進というのがありますが、そのうち雇用に関係する部分は、留学生や海外学生の日本企業への就職支援の強化とか、またグローバル展開する日本企業における外国人従業員の受入れ促進だと思われ、これは国のほうですが。

現在、本町の外国人を雇用している企業や事業所があることも承知はしております。またグローバル社会の今日におきましては、貴重な人材であるとの認識も持っておりますが、本町の雇用対策に結び付くかが判断できないというような面がありまして、町の具体案を示すというところまでにはまだ至っておりません。

先月の12日に、町の主催で四万十町の就職面接会というものを開催しました。そのときの面接会のコンセプトを、「ここで学ぶ、ここで働く、ここに住む」ということにしておりますが、できるならば、本町としては、生まれてくる子どもたちがこの町で学び、一定期間は都会に出ても、この町に戻って働き、最後にはこのまちに住むというようなことができる教育環境とか地域の若者が暮らせる雇用やみずからの企業創業による経済活動ができる町を目指したいというふうに思っております。そういうことでご理解をいただきたいということで、外国人雇用への具体の案はまだできておりませんが、そういった面はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君）　14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君）　是非そういうところを研究していただいて、できるところからやっぱりやっていただかないと、収穫できなければハウスの規模を縮小するとかいうことにもなっていくしますので、やっぱりそういうのは緊急的な対策が必要じゃないかというように思います。この、次世代のトマトにおいても三原のほうは人手が足りてなくて、フィリピンのほうから何名か受け入れたということもお聞きしておりますし、やはり人材、グローバルな展開、外国からの研修生を受け入れることによってまた異国との交流ということも、そっちの方向にもまたつながってもいきますし、是非そういったところには即座の施策、手だてが必要じゃないかと思うので、取り組んでいただきたいというように思います。

それでは、最後の質問になりますが、これはやはり町長にお伺いしたいというように思います。

もう第2次振興計画もできまして、この施政方針の中でも言っていただいておりますが、まだ町長はこの1期3年間もう務められて、あと残すところ来年の4月までで1年というところまで来ましたし、この1年がその4年の集大成の年になるのかなというようにも思います。

また、この幕末維新博もちょうど始まると、この四万十町にとってこの2年間、町長にとってはこの1年間ですが、四万十町にとっては、まだ高速道が延伸するこの10年間というのの最初の一番大事な年になるのかなというようにも思いますので、その辺の町長のこの1年、あと残り1年に対しての思いをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） ありがたい機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

ちょっと前段、経過を含めて、私の思いを述べさせていただいてよろしいでしょうか。

平成26年の4月の選挙におきまして、本当に厳しい環境の中で、本当に多くの皆さん方にご支援をいただいてこの任に当たらせていただいたところでございます。その当時、様々な旧町村単位での課題がございました。本当にそのときに思ったのは、やはり体制整備をしながら私の公約、さらには町政課題をしっかりと継承して発展していかならんということで、初年度平成26年度におきましては、公約実現のための体制整備に係るその研究協議をさせていただいたところです。

ちょうどそのときに、石破大臣を中心に地方創生という言葉が出ました。その中身を見ますと、やはり都市への人口流出を防ぐとか私の公約の定住サイト、こういったものが含まれておりましたので、その地方総合戦略の策定をするために、政策の横串を入れるために、まちづくり戦略室を企画課に置いたところです。

その中で、私の公約の、総合戦略の策定は当然でございますけれども、例えば人材育成の方針だとか、また高齢者の生活支援であったり、そして子育て支援であったり、そういった様々な公約の一部分を総合戦略に入れ込みながら計画を策定したところです。

ちょうどそのときに、第2次の総合振興計画の策定前でございましたので、そういったことも含めながら、2年目平成27年度においてはそういった活動をさせていただきました。本当に副町長を始め、職員ともども私の公約さらには町政課題をしっかりと分析していただいて、前向きに一丸となって取り組ませていただいたところです。

平成28年においては具体的に人材育成の部門として人材育成推進室を設けて、体制整備と

共に進めてきたところです。

せんだって施政方針でも申し上げましたけれども、やはり今後は新たな総合振興計画の中で、一番重要というか、全て重要ですけども、とりわけ私が力を入れたいのは今までの人の流れを作る、この移住にしても、Iターン、Uターンも含めて新たな人の流れを作るということが最重要課題だと考えております。

ちょうど様々な施策は、例えば子育て支援施策においても、施策は作ってまいりましたが、やはり今後これをしっかり実のあるものにするためには、この平成29年度というのは本当に大事な年だというように思っています。

とりわけ、今、当選直後の新聞報道にもさせていただきましたが、やはりチーム四万十として動く時期だというように、これは私の取材の中で発表させていただいたところでございますけれども、やはり今から先、単に行政施策は創設をしたけれども、それをしっかり理解していただいて、地域で地域づくりに対する、ともども動いていただけるプレーヤーがやはり必要だという時期です。

ですから、昨夜、大正、十和、窪川の青年に集まっていたいて、これはあくまで私設の会議でございましたが、そういった思いもつながせていただいて、さらには女性であったり、子育て中の女性であったり、様々な、青年であったりした方にも一部意見をいただいたところです。

私としたり、この平成29年は今までの集大成の年ということでございますので、やはり地域の人材と一緒に、これをしっかり充実していくような動きをつけていきたいというように考えております。ですから、今、この3年間は精いっぱい、外部にも、様々な政治経験がない私でございましたけれども、そういった末席を務めながらいろいろ動いたところでございますが、平成29年度においては地域の皆さん方、また議員の皆さん方と共に、やはり地域に出て、本当に地域の実態を踏襲して、それをフィードバックして政策にいかしたり、我々の創設した制度をしっかりと理解していただいて、やはりいかに今のこの時期に応じた事業をしっかりと推進するかというのが私の大きな役割であるというように考えております。

ですから、ちょっと漠然と申し上げましたけれども、平成29年度においては私の集大成の年ということでございますので、それぞれ皆さん方の、公約については当初配布したものでございますので、私は持っておりますけれども、私の参考書でございますので、これを着実に成果を出す年ということでございますので、是非議員を含め、それぞれの議員の

皆さん方、また町民の皆さん方、さらにはPTA会員とか若い皆さん方の一層のお力を借りながら、職員ともども精いっぱいやっていきたいというように決意をしておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） ありがとうございます。あと残り本当に1年の集大成ということですし、四万十町にとっても、本当に、町長おっしゃるとおり、大事な節目の平成29年になると思いますので、是非、住民の方の思いというのは、やはり町長がしっかりとした方向を示してくれるということが一般の町民の方の期待、そこを皆さん待っていると思うので、是非方向性、そこを示していただいて、町民と行政、また議会、このみんなが一体となって取り組める、そういう環境づくりというのもまた必要だと思いますし、それにはやはり首長である町長が旗を上げて大きく振ってもらうことが一番だと思うので、そこをよくお考えいただいて、この平成29年乗り切って次の飛躍につなげていただきたいというふうに思いますので、どうかこれから、もう既に始まっておりますが幕末維新博、いろいろと様々な取組が既に組まれておりますので、精力的に先頭を切って引っ張っていただくということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。少し短くなりましたが、ありがとうございます。

○議長（酒井祥成君） これで14番武田秀義君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第2、議案第39号負担付きの寄附を受けることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第39号負担付きの寄附を受けることについて、提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

本議案につきましては、平成28年11月21日付で高知県高知市潮見台3丁目510番地猪野晋氏より、県指定緊急輸送道路等避難路となっております防災拠点である四万十緑林公園、高知県立窪川高校への道路の沿線にある地上5階建てのビジネスホテル幸、地上6階建てのマンション幸の寄附の申し出があったことによるものでございます。

申し出のあった寄附物件につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づ

く建築物の耐震診断が必要となるものであり、また耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められたときには建築物の除去等が必要となるものでございます。

本来なら建築物の安全対策につきましては所有者の責任において行うべきものでございますが、所有者にその責任を果たす能力がないこと、南海トラフ巨大地震が想定される中、地上3階建て以上のコンクリートを使用した建築物は倒壊等により周辺住民等に多大な被害をもたらす状況となることから、行政といたしまして町民、住民等の生命、財産等を守るということを最優先と考え、緊急かつ特別な例外として建築物の所有者の申し出のとおり寄附を受けようとするものでございます。

寄附を受けた後には建築物の解体除去等に公費の支出を伴う負担付き寄附に当たることから、地方自治法第96条第1項第9号の規定により寄附を受けることについての議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 今、町長のほうから説明をいただきましたが、これあくまで解体を前提とした負担付きの寄附ということで、この内容の中に耐震診断、これが法律に基づく建築物の耐震診断が必要となると、そういう説明をいただきましたが、あくまでこれ解体をするということであれば、この耐震診断の必要性があるのかないのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

確かに解体を前提としたところでございます。となると耐震診断の必要性がないかというところでございますが、この事業につきましては、国・県等の補助金等を活用するというところで今計画しております。となると、補助金の活用上、耐震診断を行って、解体の必要性があるということになれば補助金のほうが対象にならないということがありまして、まずは耐震診断を行ってからということですので予定しているところでございます。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） あくまでも、老朽化して、あそこの建物というのはもう以前からコンクリートの破片とかそういうのが落ちたりして危険建築物であるというのはわかっておっても、もうその国の基準というのをクリアせんといかんということですかね。

この内容の中に、予算計上の中で耐震診断に係る経費というのが1,560万円ですか、町の持ち出し分が約390万円ということになるかと思いますが、これをどうしてもやらんと、ほかの補助金、それが受けられないと、そういうことでよろしいですか。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） はい、そのようなことで、とおりでございます。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 何点かお伺いをします。

この事案については、これまでも議会のほうには危機管理課のほうより説明もございましたが、本人のほうからはっきりとした、町のほうに間違いのない提供ができるかどうかというところがあって、延びて、今回の臨時で議案が提出された経過もありますけれども、その中でお伺いしたいのは、間違いなく本人のほうからは町のほうには寄附をさせていただくということが前提ですけれども、そこで、町民の方も特に通学路、中学校、高校に、通学路に当たるんで、非常に以前から建物がこのままで放置されると非常に危険ということであって、町民の関心も非常に深い大きな建築物であります。

したがって、今回、資料を見ますと、負担となる経費、先ほど町長から説明があったビジネスホテルとマンション、二つの建物の概算ということであくまでも資料書いておりますけれども総事業費が9,500万円、それで、そこで確認の意味で、説明は受けておりますけれども、町民の皆さんがこういった大きな建物を壊す場合も町、県の補助金は当然ここにありますが、実質的に、これは概算で結構です、町の負担はおおよそどのくらいが必要か。これ、この資料にも書いておりますように、あくまでも事業費については現時点での概算と、詳細なことは、確定した金額ではないと書いておりますけれども、大まかなところ町の負担がどの程度必要になるのか。これは项目的に見ると、平成29年度、30年度、2年度に分けて六つほど事業があろうかと思うんですけれども、全部、合計で構いません。町の負担がどのくらいにおおよそ見込まれるのか。

それと、取り崩した解体後の更地に当然なるかと思うんですけれども、町有地として

道を挟んで右と左に広い町有地ができるわけですが、現時点ではできた土地をどのように利活用しようと考えているのか。考えてなければいけないんですけども、そこらあたりの件と、それと、あの辺りちょうど自宅に近いものですので、自分は大体の値の、いわゆる路面価格、これは毎年公表されておりますのでおおよそわかりますけれども、これはまたいわゆる更地になった両方合わせて何百坪ですかね、200坪以上になるのかと思うんですけども、その坪数を掛けたいわゆる評価額が、更地になった場合出ようかなとは思うんですけども、それと、その金額と、私が気になるのは、町民の方も一緒だと思うんですけども、かかった経費とのやはりバランスもある一定つかんでおきたいということで、まずこの点を質問させていただきます。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 今回の除却までの流れでございますが、2年度でやる計画をしております。全体事業費が資料のほうに上げておりますが約9,500万円。そのうち国のほうが、まだ概算ではございますが、約4,200万円、県のほうが1,100万円ぐらいの補助金を見込んでおります。差し引きますと約4,100万円ぐらいが町の持ち出しということになってまいります。そのうち取り壊し等については、過疎債が充てられるということになっておりますので、過疎のほうを今の予定では約3,100万円ほどを充当しようかなという計画になっております。過疎につきましては、後に交付税措置がありますので、それを単純に70%と計算した場合で約2,100万円ぐらいが充当額となりまして、過疎の分で充当され、返ってくる分を計算しますと約2,000万円が町の持ち出しということになります。

それと、後の活用については、今回はやっぱり防災・減災の対応のところでは緊急な対応ということで、後の活用までは検討しておりません。今後、その活用については、取り壊し後かなりの面積の土地ができますので、そこは検討していかなければならないと思っております。

土地の評価額につきましては、固定資産の評価額でございますが約1,600万円という評価額が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもちよっとこの点は大事な案件でございますので、補足をさせていただきたいと思っております。

ちょうど1年半くらい前から、県の防災の緊急輸送道路になるということも承知しておりまして、その段階から町職員が一定接触をし始めたところです。私としたり、なるだけ早期に本人に対して取り壊しの要請をするということではありましたが、なかなか本人と接触する中で、もうそういった、本当に失礼な話ですけども、なかなか取り壊しをするのが容易でない、さらには病気もあるというようなことで、接触し続けてまいりまして、本当に担当職員を始め、関係職員には本当に厳しい仕事も指示したところです。

結果として、県が、本来でしたら個人でないと補助金を受けられないところを、今回は県が要綱の一部、取扱いの改正をしていただいて、町であっても、行政であってもその補助対象施設にしようというようなことで、県当局のありがたい配慮があって、今回の取り壊しの担保付きの寄附行為の議案提出になったところです。

本当に、今申し上げましたように、その当時から、例えば土地をいただいたら取壊した後に幾らの資産が残るのかなということも十分調査をしました。私たちが住民税を使って壊しますのでその辺はしっかり頭に入れながらやってきたところですが、先ほど担当課長が申し上げましたように、一定、購入に値する、遜色のない価格ということを、妥当だということを判断いたしまして、結果、今回の寄附の受入れ、さらには寄附の受入れる議決に提案をさせていただいたところです。

ですから、今回例外として先ほど私申し上げましたけれども、やはり最優先すべきは住民の皆さん方が、特に中学校、高校生が通る道でございますので、非常に危険なこととは前々から承知しておりましたので、今回は本当に例外、あくまで例外的な措置として、県もそうですね、例外的な措置として取り扱う、また取壊しをするということになっておりますのでその辺のご理解をいただければということでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 今、危機管理課長のほうから価格等について説明がありましたので大まかわかりました。実質的に過疎債を充当して、実質的に町の負担になるのは2,000万円ぐらいという答弁であったかと思えます。

それで、両方の土地を合計すると、評価額で計算すると1,600万円。これでいくとかかった経費と残った評価額の差が400万円程度になるんですけども、評価額よりは実質の売買取引額というのは大分その価格よりも通常高い場合が多いです。特にあそこは土地のこれからの利活用を見ると、評価額より安いということがないかなというふうに私も地理

的には考えていますので、まず更地にしておいても、そんなに町としては多額な費用をかけて取得したということにはならないかなというような計算上ではそんな感じがします。

そこで再度お伺いしますけれども、この更地にした土地の、今、課長は現在の利活用の方法は今後の課題ということで現在は考えていないということですが、これは緊急避難用のほうの課題で取壊して更地になった土地ですが、やはり町有地になりますけれども、これは将来的には誰かが売ってくれとか、何か売買のあれをもし言ってきた場合には、これ売買可能な土地なのか。あくまでも町だけで、町有地として利活用しないといけない土地なのか。そこらあたりのいわゆる売買に関する件が、何か規制があるのか。そこらあたりをちょっとお伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） これは担当課長が申すのはなかなか酷だというように思いますので、私の立場から申し上げたいと思います。

今、確かに先ほど危機管理課長のほうからは、今想定している施設利用計画はないというような答えをさせていただいたところですが、売買はどうかという質問です。私も、先ほど来申し上げましたように、うちの総合振興計画、さらには地方創生総合戦略に掲げております事業施策の推進に資する使い方であれば、そういった売買の可能性もあると思います。

ただ、やはり先ほども申し上げましたように、定住対策であったり、そして例えばこの地域の開発であったり、そういった公共性のある、皆さん方に効果が出るような事業であれば売買も否定するものではありませんが、やはりこれについてもただ単にどうですかでなくて、町としてどういう使い方をしていくかということはやはり町として定めるべきであろうと思いますので、今の段階でパッと売買をするような考え方は持っておりません。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） わかりました。そこで、有効の、いわゆるどういったことに使っていくか、これ町長のほうの施策としても有効利用できる土地になるかなと思いますけれども、議会としてはこの土地がやはりそのままよくあります塩漬けになって、町のほうで何かこれやろうと思っても、これ一つの土地だとまた使い道が違うんですけれども、道路を挟んで右と左に同じような広さの土地があるという、一つのあれをやる公のものを使うには施設が使いにくい土地なんですよね。

だから、そこらのことも含めて、とにかく塩漬けの土地にならんように、できるだけこ

れは窪川のいわゆる街分に近い、住宅街に近い、非常に土地の価格としては非常に価値のある土地だと思うので、そういったことを一つ有効利用を早急に考えていただくということをお願いして質疑を終わります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 一点お伺いをいたします。

この今議題となっておりますこの物件ですが、建物、土地も含めて抵当権を設定しておる可能性もあります。以前に抵当権を設定して何十年もたっておるというような土地が至るところにあるわけですが、そのところは大丈夫ですかね。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） その点につきましては、登記簿のほうをとって内容のほうは調査しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私のほうからは、先ほど緒方議員から質問した、その耐震のことに関連するがですけど、先ほど答弁では耐震診断は国の補助を受けている関係でしなければならぬと、それは理解しましたが、もしその耐震がそれを満たした場合取壊しはしないのか。その辺を少しお聞かせいただいたらと思うんですが。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） そういうことも考えられるとございますが、目視等もしております。多分、多分じゃいけません、耐震診断の結果、そこらあたりについては事前の調査もしてございまして、診断の結果は強度は足りないということになるということと判断しております。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私が見ても多分満たさないだろうなとは思いますが、可能性としてはないわけなんで、実際にこれ1,500万円ですか、耐震診断にかかる費用が、かなりの費用がかかるわけなんです、素人考えで思うと何かもったいないなというふうに思うんですが、そういう可能性もなきにしもあらずというところですので、そのところも考えた上で、想定もやはり一応しておくべきなのかなと思うのでよろしくお願ひしたいと、

だからどうかということでないのですが、ちょっとその辺も危惧したので質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 一応、事前の調査も行っております。ただ耐震診断1,500万円という金額になって非常に高いところでございますが、これは一般的にこのぐらゐの建物を耐震診断する、一番、通常の見積額を出しております、除却等も最初から必要な場合についてはもう少し安い耐震診断でいくのではないかといいところもありますので、その点は今後耐震診断をしてしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

17番橋本保君。

○17番（橋本保君） 一点だけお聞きしておきたいと思ひます。

先ほどの11番の下元議員の質問に関連をするわけですが、負担付きの寄附を受ける場合に、こうやって議会の議決が必要なわけですが、その場合に用途の制限があるかないかによって違ってくるのではないかなというふうに思ひます。

それで、その寄附者との合意文書、そういった中に、一定の寄附の目的というのは地域活性化に資する取組の用途というふうなことにはなっておりますが、その辺も含めてその合意文書がどういふふうになっているのか。もうちょっとその辺を知っておかないといかないのではないかなというふうに思ひます。

というのは、先ほどちょっと触れましたけど、今後の活用方法の中で、若干その寄附者の意向と違つた場合に、法的なリスクがどうなってくるのかなというところがちょっと心配ですので、その辺のことをもう少し詳しく教えていただけたらいいかなというふうに思ひます。

○議長（酒井祥成君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 寄附申し出のほうには地域活性化に役立ててくださいという項目になっております。取壊しも前提でございますが、あの地周辺住民の安全確保、そして跡地の活用等も含めて地域の活性化という大きなくくりでいただいております。もう契約書のほうへは特に活用等についての契約はしておりません。所有権移転ということになりますので、町の所有権になれば町が所有者として今後のことをやっていけると思ひます。

○議長（酒井祥成君） 17番橋本保君。

○17番（橋本保君） ここにも書いてありますように、地域の活性化に資するという
ことで大きく書かれていますので、一定はそこらあたりはいろんなことに使えるのかなという
ふうに判断は私もするわけです。そうした中で何か問題が起きたときに、そういう意向で
はなかったというふうなことが言われかねないような状況になるかもわかりませんので、
そのときのやっぱり法的リスクというのも、一定は考えておく必要があるのではないかと
いうふうに思いますので、その点についてはやはり今後の活用についてしっかりとした中
身の中でやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 答弁はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第39号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号負担付きの寄附を受けることについてを採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決され
ました。

ここで暫時休憩したいと思います。45分まで休憩したいと思います。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第12号四万十町人材育成推進センター条例について、日程第4、議案第  
13号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例について、以上、議案第12号及び

議案第13号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 議案第12号についてお伺いをいたします。

現在のその人材育成推進室職員数、臨時それから嘱託職員も含めた職員数をお伺いいたします。また、この推進室がセンターに変わることによって職員の増加、体制というのがどのように変わるのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、職員数という一点目の質問であります。現在政策監とあと2名の職員ということになります。合わせまして嘱託職員が1名、それから、複合施設の管理を行う臨時職員が1名、それから人材事業の補助業務ということで臨職を1名ということになります。

それから、条例が可決されて来年度以降、可決されましたら、センターの体制、人員についてはどうなのかという質問であります。現行では先ほど申し上げました人数で対応をしてみたいというふうに考えております。

予算資料にも来年度以降取り組む人材育成センターの事業、非常に幅広く、新規の事業もありまして、本来ならもう少し人員の拡充もしてみたいところではありますが、平成28年度の職員総数が305人です。来年度は296人ということで、9名減少もいたしますので、現行の3人体制でしっかりと人材育成事業に取り組んでみたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） わかりました。今回、企画課から分離をして、切り離して人材育成に専念をしてもらうということで、人員については今のところ増やす予定、それはないということです。今回のこの条例、推進室からセンターにというので何が変わるのかというのがいまいまだちょっとこう分かりづらいんですが、その点について説明をお願いします。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 何が変わるのかということになります。これまでの人材育成につ

きましては、ご承知のように企画課の中に課内室として人材育成推進室ということにしておりました。これを条例によりまして町の機関として位置付けまして、体制整備を行うところがある大きな条例の目的でもあります。

と言いますのは、現行では課内室でありますので、最終的には企画課長の決裁を受けて事業の推進をしております。条例が可決されましたら所長も置くという規定にしておりますので、当然政策監が所長を予定しておりますが、まだ分かりませんが、予定をしております、課長権限を持つということになりますので、事務事業が今以上に効率的に執行できるというふうに考えているところであります。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 議案第13号の質問です。

四万十町移住支援住宅の概要ということで、写真が出ていますけれども、これ見ると、1号棟は6戸ありますけれども、このあとの4戸は一般の町民に貸し出す住宅でしょうか。

それから、この2戸についての間取りと伺いますか、それから2号棟も含めて間取りについてお尋ねいたします。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 議案第13号についてお答えしたいと思います。

まず、今、今年度において、この県職員住宅、改修をしておりますが、県職員住宅時代はこれ、2棟で各棟4戸ずつの部屋です。4戸ずつの部屋で合計8戸ということになるわけなんです。今回の改修によりまして、1号棟のほうはその4戸を2戸に改修しております。いうたら、2戸を一つの、1戸という形に統合しているという形です。ですから、1号棟のほうは家族用ということで面積を増やして、2戸を1戸にした改造をしているということで、1号棟では新しく入れる部屋数は2戸ということになっております。

また2号棟につきましては4戸、单身の方の入れる用ということで4戸をそのまま改修をしております、そのうち3戸をこの支援住宅に活用し、残り1戸につきましては窪川地区のお試し住宅として活用しようという形で今考えております。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 議案第13号について質問したいと思います。

ここで、条例の第5条で「移住支援住宅の入居者は、家賃を納付しなければならない。」となっておりますが、こういう家賃とかそれが発生する場合には誓約書といいますか、そういうときに保証人を付けるようになっておると思います。もちろん第7条で、「四万十町公営住宅条例の規定の例による。」となっております。そしてまた、その条例の中には、「連帯保証人2人の連署する誓約書を提出すること。」となっておりますが、このことはせんだって事例があるわけですが、1名は町内に住所を有する者というような趣旨の中身になっておったと思いますが、その点の確認をさせていただきます。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 入居の条件ですが、うちの公営住宅条例からいきますと、保証人2名は条例第12条の2項で一応定めております。その町内在住というのは、一応昔から、従前からやっておりますが、県外等で保証人となりますと、なかなかいろんな催促面とかありますので、そこまで限定はいたしておりませんが、2名は确实保証人が要するというで条例でうたっております。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） この2名の連帯保証人ということで、先ほど言いました、前例のことですが、印鑑証明を付けた保証人です。となると、この移住者、移住者が県外から来て、町内在住の人にこういう印鑑証明を付けたような保証人になっていただける人がおるかどうか。まずおらんとは解釈するほうが正解だろうと思いますが、ここらあたりの今後の条例の改正なり、方法をしっかり決めとったほうがいいと思うんですが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 議員おっしゃられるとおり、今回の住宅に入られる方、対象者、県外の方が対象というような形に多分、県内も町外の方なら当然対象になります。ですから、今までの例でもあります、県外から移住された方でなかなか保証人2人をというのは厳しいということもあります。

ただ基本的に町の、これは一応町営、公営住宅に準じるような形の施設ですので、保証人のほうは公営住宅条例の規定に基づいて構えるようには考えております。ただ、公営住宅の保証人と全く同じ条件にするかということころは、こういう特殊な施設であるという

ころから考えて、もう少し移住者の方にとって入りやすいようにはしていきたいとは思っておりますが、まだこれの規則のほうを現在作成中でありまして、かちっとこういう形になっているとは今の時点では少し答弁できないという状況です。できる限りそういう配慮はして、ただ保証人についてはその部分もきちっとやはりする必要もありますので、両方を勘案した形で作っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長は精いっぱい答弁をしたところですが、私としたらそういった事例も十分承知しております。ちょっと考えたときに、私の娘が東京におりまして、そういった制約はないです。これは民間ですけども。ですから、やはりそういったいろいろ、保証の履行をするに当たってという担当佐竹課長の説明がありましたが、今の時代にそれが即しているかどうかということまで、ちょっと一部疑問視、特に移住については、そういう、今日今、ご提案いただいた、本当に趣旨十分わかりますので、今後の規則等でそういったことが対応できるような方向で検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） こういうことは早急に、それこそスピード感を持ってやらんと、それと、しっかり移住してくれる方にそのことも説明できる、公表していくという手はずもとっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 議案第12号について、一点だけお伺いをしたいと思います。

先ほども答弁がありましたように、課内室だった人材育成の室を今回のこの条例でセンターという形に、きちっとした形に格上げしていくという条例だということですが、こういう状態にするに当たって、町長のこれは公約でもあった人材育成の事業なわけですが、時間をじっくりかけてこういうふうに出てくるまで来たわけですが、ここに来るまでに当たって、内容は様々に違ってこういう人材を育成する類似の機関というのは民間なり、様々にあると思えますけれども、そういうところの現状の厳しさというものも調査なり検討なりをしながら、町の機関として人材育成センターというものを置くんだということになるまでの経過と伺いますか、そこら辺の検討の仕方のようなも

のを一点聞かせていただいております。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

やはり人材育成というのは、県下でも、通常、産業的な人材育成というのは、県のコプラであったり、弥太郎商人塾であったり、様々なところでやっております。我々の場合は、ここにちょっと今日武田議員の質問あろうかと思ひまして公約も持っておりますが、人材育成センターの設置ということで書き切っています。

これは、やはり県内でなかなかこういった動きをしているところはありません。いろいろ情報収集も自分なりにしましたけども、よそを見るよりも、私の公約をしっかりと実現する立ち位置から今までやってきました。

町の今回、人材育成推進センターとして立ち上げをして、やはり住民にも周知をしっかりとすると、我々も含めてですよ。そこで、やはり今後の動きが注視していただくということも一つの目的にあります。

今後は、ずっと将来まで人材育成推進センターは、町が抱える予定でもありません。やはりNPOであったり、そういった公益法人であったり、そういったところにも担っていただけるような検討はしておるところです。

ですから、やはり立て上げ時期はこういった自分の責任において、人材育成、この上から目線では決してないですけども、ともに育つ環境をつくることで責任として町がこういった開設していきますけども、一定の時期でやはりNPO法人なりしっかりした人材が運営する人材を招へいをしながら塾等も設けながら、自立できるような体制に向けていきたいというのが今の率直な思いですが、なかなかこれもそういったプレーヤーをつくっていかなくやなりませんので非常に大きな仕事と思ひますけども、そういったところで検討をしておるところでございまして、あまり他の類似した団体を見習うてというところは今のところやってないです。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） わかりました。心配しておったところは、様々な人材育成の機関、例えば私ら商売人ですとそういう中小企業大学なり、そういったところへ研修に行ったりもするわけですけども、受講してくださる方がなかなかいないと苦勞しているわけで、そういう応募なり、来てくださいということがあるわけです。

そういった意味から、人材育成機関をこの四万十町という小さい町へ作っていく、町が

立ち上げて、町の機関として作っていくといったときに、なかなか本当に人がそういうふう集まってきてくださるのかなという心配がありましたので、そういった類似団体、人材育成機関が現状どうなのかとか、そういった検討がなされた上でこういったところまで立ち上げてきたのかというところが心配だったという意味での説明を聞きたかったということです。町長の説明で大体は分かりました。ありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号四万十町人材育成推進センター条例についてを採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第5、議案第14号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第15号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について、以上、議案第14号及び議案第15号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 議案第14号についてお聞きしたいと思います。

町民環境課を町民課、商工観光課をにぎわい創出課、上下水道課を環境水道課、それぞれ今まであった課の名前を変更するということですが、なかなか住民の皆さんというのは、私も以前ですが、課の役割といいますか、なかなかそれが分かりにくいということを感じておるとお思いますので、名前を変えるのは結構だと思うんですが、住民の方にやはり周知、それが大事じゃないかなと思うんですが、どのような周知をしていくおつもりなのか、お願いします。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 14番議員からは課の再編に当たって町民の皆さんにどういった周知をしていくのかということであります。

当然町のほうとしましても、今回議決をいただきましたら、早急にまずはケーブルテレビ等でも周知もしていきたいと思っておりますし、直近の広報でお知らせもしていきたいと思っております。それから、ちょうど暮らしの便利帳といまして、3年ほど前に役場の業務がどういったものがあるのか、どこでどういった課でどういった事業がなされているのかといった冊子をつくってお配りをしておりました。この分につきましては、少し遅くはなりますけれども、そういった冊子でも周知もしていきたいと思っております。

それから、当然、例年、異動後に各課の業務紹介も行っておりますので、そういった場も使いまして、十分町民の方に周知をできるようにしていきたいと思っておりますし、あわせて一番早いやり方としてはホームページがありますので、ホームページの更新を早急にしていきたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 子どもはあれですけど、子どもから高齢の方までやはり分かりやすい、庁舎に来てもすぐに分かりやすい課の誘導、案内、そういったことも必要じゃない

かなというように思います。4月1日あたりで看板をつけかえるという話もお聞きしておりますが、通常なああいうかた苦しい何々課、何々課というだけでは、なかなか高齢者の方だとか若い方とか、あまり庁舎に来なれてない方にとってはすごく分かりにくいのかなというふうにも思いますので、通路とか課の前にといろいろな形で、ああいう堅苦しいことじゃなしに工夫をした案内表示、そういったものも考えてしていかないと、この、名前を変えたことによってまた住民の方が混乱してあっち行ったりこっち行ったりとかいうことのないようにしてあげないといけないのかなと思うので、そういった取組のほうをあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） この14号議案の行政組織条例の一部を改正する条例で、要旨のところの質問ですけれども、総合戦略の中心的施策ということで五つほどピックアップされておりますけれども、そのうちの四万十川の再生というものを一つの大きな課題として挙げております。昨日、町長のほうからもそういうことをおっしゃっていたと思いますけれども、この企画に四万十川対策室の業務というところをもとへ戻すのでしょうか。これは、第2次四万十町総合振興計画に大体目を通してはいますけれども、この四万十川の再生というのはもとの姿に戻すということやと思いますけれども、かつて四万十川というのは友掛けのメッカ、全国からあこがれの川やったですけども、途中からもう本当、相撲でいうたら幕下以下に転落しちゃうと、見るも無残な状態やということ全国の会長がコメントを出しちゃうがです。

そういうことでは、四万十川の友掛けの再生、かつてロッキードで名をはせた稲葉修さん、当時の法務大臣が会長をしょったんです、友掛けの。ここへ来て、多分全国大会みたいなものを行ったような記憶があるんですけども、そういうところを目指すというようなピックアップがないと、どうも力が入らんじゃないかと思っております。

業務を見ますと水質の調査とか生物の調査とかいろいろ書いてはいますけれども、一遍とおりの、形のそういう業務に終わるんじゃないだろうかという心配があります。ですから再びそういう横綱を目指すという強い思いが必要じゃないかと思っておりますけれども、その点、どなたか答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議員のほうからは、四万十川を横綱に戻す、そういった強い意志を持って今回の企画課に四万十川対策を位置付けるのかといったような趣旨のご質問だったと思います。

これまでもたびたび申し上げてきましたが、総合戦略の中で四万十川を生かしたまちづくりということを第一目標に掲げております。また今回あえて環境部門から四万十川対策室を切り離すということは、議会の場でも申し上げてきたところではありますが、特に議会のご提言がありました。また、この2年間、それから来年度で3年間になるわけですが、委託業務から見えてきた様々な課題があります。まちづくりと一体的に四万十川対策に取り組むという意味では、町の最重要課題として位置付けもしていきたいというふうに考えているわけでありまして。

確かに四万十川対策というのは水質改善という大きな課題がありまして、環境部門と連携をした総合対策ということが必要でありますので、そういったこれまでの総合対策において水質改善という部分においては近年安定もしているといったことがあるわけでありまして、これからやはり、先ほど前段で申し上げました議会の平成24年度12月の提言で5項目いただいております。四万十川対策室の設置については現行なわけですが、近隣市町との連携、こういった部分についても、町長のほうから再三再四お答えもさせていただきました。

特に、流域住民団体の連携組織、四点目に流域住民連絡会議の設立といった非常に大きな課題も受けております。こういった部分についてもしっかりと四万十川対策室でまちづくり戦略と連携をしながら取組をしていきたいということでもあります。

以上であります。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 友掛けに、私はちらっとこだわって言ったんですけども、これは再生と書いていますから、四万十川の、言葉として書いてますので、その辺について質問ですけども、バロメーターになるわけです。ですから、やっぱりそういう強い目標がないといかんじゃないかと、特に豊田市、矢作川の研究所、ここの所長がもう毎日戦いだと、強い決意を述べてましたけど、四万十川は豊かすぎてちょっとぬるま湯につかっているんじゃないですかと言って皮肉られたんですけども、そういうふうなことがちょっと気になりますので、そういう強い思いというものをもっと出していただきたいなと思います。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 冒頭のお答えが少しずれていたかも知れませんが、やはりご指摘のありましたように、四万十川対策室の大きなミッションというのは、四万十川の魚族資源の回復ということもあるかと思えます。

以前、この場でもお答えしましたが、やはりアユ資源の回復ということにおいては、卵を持った親アユの個体数をいかに下流域に返していくかということが大きな課題であり、特効薬でもあると思えます。

そういった部分につきましては漁協の皆様方のご理解もいただかなければなりません。特に下流部の四万十市におきましては、河川事務所のほうがアユの産卵場の整備、そういったこともやっております。それから下流の四万十市におきましては、高知大学と数年間連携事業を行いましてアユの調査もやっております。本町の調査もやっているわけで、そういった各市町が行っている調査事業もしっかりと四万十川対策室の中でその情報を共有して中流域の課題、下流域の課題、これをどういった方法で取り組んでいくのか。最終的には先ほど申し上げましたアユ資源の回復ということになると思うわけですが、特に自然にも影響はされますけども、現時点において精いっぱいのアユ資源回復に向けての取組を四万十川対策室の一つの大きな業務として位置付けをして取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 議案第14号についてお伺いたします。

課名の変更で商工観光課からにぎわい創出課になっておりますが、このにぎわい創出課というのはちょっと漠然として分らんわけですが、このにぎわい創出課に課名を変更するときにどういったイメージを持って変更に至ったのか。変更するようになったのかというイメージ、どういうイメージかということを説明していただきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 商工観光課を今回の改正によりまして、にぎわい創出課という課名の変更を提案しているわけですが、これ、課名につきましては、これまでいろいろな課内で庁内の課長会でありますとか、それぞれ担当課でありますとか検討もしてきたところです。いろいろな全国の例も一応参考にさせていただきまして、例えば現在の商工観光課が来年度から担う、このにぎわい創出課となった場合の業務、その業務内容

でどういうイメージの課にしたらいいかという視点で見て課名は検討してきたところで

す。

例えば、まちを発信していくというイメージでいくのか、まちをつくり上げる課にするイメージでありますとか、ふるさとというイメージを持たそう、そういう課名の検討、あるいは交流という業務が今回の新しい、再編された課の大きな業務にもなってくるんですが、そういうイメージを持たした課名にしようとかいうところで、最終的にまちのにぎわいをつくっていく課であるということで、様々な業務があるわけで、全ての業務が町民の方がこの名前を見て分かるという名前はなかなか出てこなかったところで、このにぎわい、まちのにぎわいを総じてつくるという、総合的な名前ということでこういう、「にぎわい創出課」いう提案に至ったというところではございます。

来年度からこのにぎわい創出課の大きな業務としてまちのPR、まちを売っていくという営業、そういう部分を所管するという大きな位置付けをとっております。外商でありますとか、観光でありますとか、いろいろな交流でありますとか、そしてその最後には移住につながっていったらという、そういう一体的な業務を担うということで、全てがまちのにぎわいをつくっていくというということでこういう名前を最終的に提案させていただいたという形になっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 大体イメージとしては課長の説明どおりであろうと、このように理解をするわけです。以前のことで、少し余談になりますが、何年か以前か覚えておりませんが、県外のことで、ある役場が「すぐやる課」という課をつくったということを記憶にあるわけですが、これは「すぐやる課」というのは本当、イメージは分かるがですね。町民の方がだから何か問題点が起きた、これやってくださいというようなことが、要望があったときに、もうすぐにやる。すぐに解決するというような課で、そういったことは聞いたことがあります。

全国的にもやっぱり「にぎわい創出課」というのはあるというふうには理解をするわけですが、全体的なイメージとしてはやはりにぎわいを創出して、商工業、観光業を活性化していくということで町全体的なイメージを売り込んでいくと、イメージをにぎわい創出という名称で表しているということは大体は分かるわけですが、少し町民の方々にもやはり分かるような説明をせんと、これは何じゃろうねと、ただ遊ぶだけじゃないかというよ

うなイメージもないわけではありませんので、やっぱりそういったことも町民の方々には発信をしていかないかと、このように思いますので、そののところもまたお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 議案第14号についてお伺いします。

私は今回これあえて課名を変更する必要があるのかどうかというのがまず第一の疑問です。それと、町民環境課から町民課というのは、割と素直に町民の方も受け入れられるのかなと、商工観光課から、今も水間議員のほうからありましたが、にぎわい創出課と、それと上下水道課が環境水道課ですかね、もう単に水道課、それから商工観光課、町民課と、こういうふうな感じでやると町民の方々も素直に受け入れられるんじゃないかなと。変わっているのは、各課の事務分掌の移動、そういうところが中で変わってはっております。この新旧の対照表を見えますに、あまり大きな移動というものもないみたいなのであえて変える必要があるのかなと、こういうところがちょっと疑問が残りますが、その点について答弁をお願いします。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 課名の変更ですが、商工観光課につきましては、先ほどの質問で答えたような考え方でにぎわい創出課としております。上下水道課につきましては、これまでの上下水道課が行っている業務へ、現在町民環境課が行っております環境の業務を移管します。そういうことで環境の業務と上下水道の業務を行っている課ということで環境水道課という考え方です。

そして、町民環境課につきましては、環境の業務がなくなります。そういうことから町民課という、そういう業務に合わせた課名の変更という考え方で今回改正をしようというものです。

○議長（酒井祥成君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 言わんとすることは分かるのですが、今まで、従来そういう課名できていて、これが周知をさすという方向で、先ほども答弁をいただきましたが、やはりこれあえて変えていく必要性というのが、趣旨が私にはちょっと分からないというところなんです。環境の部分があるから環境水道課というのじゃなくて、もっと町民がパンと、水道課といったら水道に関するもんとか、特に環境面もありますわね、そういうところがもう

多分網羅していると思うんです。これをあえて変える必要があるのかなのかというところの質問でございます。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） いろいろと考え方がありますが、特に現況の町民環境課の環境部門におきましては、合併浄化槽であるとか、し尿、ごみ処理、廃棄物対策ですよ、そのほか地球温暖化対策、それから環境基本計画の来年度は見直しといった大変大きな業務も抱えております。そういう面ではしっかりと環境という文字は生かしていく、これまで合併後取り組んできた事業が町民環境課の中にありますので、まずは環境という名称を残していくほうが町民の方にも、水道課だけであれば下水道事業になるのかというふうな捉え方もあるかと思っておりますので、今回は環境水道課ということで名称を改めさせていただきますというふうに考えているところであります。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもちょっと補足させてください。大事な質問でございますので。

最終的に名付け親は私ということになると思います。皆さんご承知のとおり、名は体を表すという言葉がありますよね。ですから、今回そういうところを中心に非常に現場のほうで調整していただきました。

先ほど8番議員からもありましたように、にぎわい創出というのは総合振興計画の中で新たな人の流れをつくるということです。そういった業務、そして新たな人の流れをつくることは、ふるさと納税もありますし、移住定住もあります。さらには商店街が非常に、商圈人口が減っておりますので、かなり商店数も減っておりますので、改めて何とかここで起業するような人材を育てながらにぎやかにというような意味を込めておりますので、今までの商工振興という部分ではなくて、やはりまち全体の、農業は別にしても、産業のやっばりにぎやかなまち、そして人の動きがあるまち、そして情報発信がしっかりできるまちというような思いをつけて、最終的に私のところに相談がありましたので、私が名付け親という形での責任を負わせていただきました。

ですから、名は体を表すということで、本当に現場のほうになるだけ住民に分かるように、例えば町民課でしたら、環境問題、どこかなみたいな人もおるかもしれません、補足の資料を出しますけれども。1枚刷りで私は出したらいいと思いますけれども、課の業務が張っておけるように、家庭に、冷蔵庫の前に磁石で貼れるような取組にしたいと思っております。

ので、そういった意味からも今回の名付けは本当に現場も苦勞しましたし、私も判断に本当に迷ったところですが、住民の皆さん方に新たなこのまちの第2次総合振興計画の門出ということでの周知もしっかりさせながら、今後ステップアップをする時期ですよというアピールも含めて今回の名付けをしたところでございますので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（酒井祥成君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号四万十町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立多数です。反対者、4番緒方正綱君。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号四万十町おとし滞在施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決され

ました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第7、議案第16号四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第8、議案第17号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号四万十町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第9、議案第18号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第19号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第18号及び議案第19号の2議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第11、議案第20号四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第21号四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第22号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、以上、議案第20号から議案第22号までの3議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番榎野章君。

○13番（榎野章君） 議案第20号、滞在型市民農園条例の一部を改正する件で、この件は住民票の移動可ということになりますが、小学校は心配ないかもわかりませんが、東又は認可保育ですので4月に申し込まん途中では入れんと、定員のいっぱいの場合。そこがありますが、住民票が移動できることで、かなり利用があるかなと思いますが、この認可保育、ここの部分のこれだけがちょっと心配しゆうがですが、そこら辺は定員がおらんけん大丈夫だとか、そこら辺はどんな感じなんでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいまのご質問ですが、4月から住民票についてはおけることができる規定というふうに改正をしていくというふうに考えておりますが、今のところ、これまで子どもを連れた利用者というのがおりませんでしたので、ただどうし

でも滞在型市民農園、規模的に夫婦ぐらいは全然問題ないと思うのですが、子どもを連れてある場合はちょっと大きめにどうかというところもあるのですが、またその認可保育園、保育園のことについては、すみません、まだ検討が十分できておりませんので至急検討するようにいたします。

○議長（酒井祥成君） 14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私のほうも議案第20号の、改正後の項目ですが、119ページの9条の4、四万十町暴力団排除条例というところが書き加えられておりますが、そういった、これを書き加えなければならないようなことがあったのかどうか。そこを、書き加えた理由とといいますか、そういったところがあればお伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） お答えいたします。

この暴力団の排除規定につきましては、条例のほうにうたわなくてはいけないということになっておりまして、今のところそういった懸念するような事案が起きたことはございません。

以上です。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第14、議案第23号四万十町行政改革推進委員会条例を廃止する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町行政改革推進委員会条例を廃止する条例についてを採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第15、議案第24号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について、日程第16、議案第25号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について、日程第17、議案第26号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第24号から議案第26号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 私は議案第24号の件です。であいの里の指定管理についてお聞きをしたいと思います。

今回、平成29年4月から32年3月まで3か年ということで、新たに指定管理をするということで、応募については高知はた農業協同組合が応募があるということでもあります。このであいの里、年々年々、いろいろ施設も拡充をして良くなってきておりますし、先般は

トイレもきれいに改修をしております、非常に最近は使い勝手のいい、あるいは駐車場も非常に拡張したということで大型のバスも何回か最近入ってきておりますので、そういう意味では道の駅というスタイルがだんだん良くなってきているという感じがいたしております。

あわせて、この折にいつもお伺いをするんですが、あの敷地の中にいわゆる情報館というのがあります。その情報館については県の管理ということで、県からということになっておりますが、従前、あそこの使い勝手によっては、情報館も県に相談をしながら道の駅の一角として管理もして、あるいは直していくというような話もあるんですが、その情報館の直近の動きはどういう形になっているかというのを一点と、もう一点、最近その上のほうの、石の風車の上の方、昨日、一昨日私が質問した、あの資料館のところの横に旧門脇家のわらぶき、有形文化財に指定がありますが、その一角に、であいの里の関連なのかどうなのか、調理場的な施設ができ上がっておるようなのですが、あそこの管理とこの、今度、であいの里の管理が一体化をするものなのかどうか。そこをお伺いしておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えしたいと思います。

まず情報館の直近の動きということでございます。情報館につきましては、この指定管理とは全く別物でございます、県の施設を借り受けて、町が運営管理をしているということでございます。主に情報館は、旅行者の案内であったりとか、四万十町の情報をお知らせするという活用しております、今現在2名の方を委託という形でお願いして、道の駅周辺、それからトイレ、それからまた轟公園といったところの清掃も含めて管理委託をしているというのが今の現状でございます。

それから上の門脇家の隣にあります施設でございますけれども、これについては今現在農協婦人部が、であいの里もそうでございますけれども、調理の施設として利用できるよというということで県の補助を受けて改修をしております。

主には、うなぎちまきをであいの里が受けてやっておりますけれども、今の道の駅では非常に手狭であると、そういったこと、それからまた衛生的な施設として、うなぎちまきを製造して、中間卸といいますか、販売していくところがもうちょっときちんとした施設にしてほしいということもございまして、それを継続していく上ではやはりもうちょっと専門につくれる調理施設としての改装が必要ということで今現在整備をしているところで

ございます。

○議長（酒井祥成君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 上の調理施設の関係については、動きということで承りました。指定管理の領域の中ということで構わないわけですね。

一般質問的な話になって恐縮なんで、もうそれでやめますが、要するにその情報館については、従前からあそこを県からも譲り受けをして、道の駅の指定管理を置いて、今言った、たまたま話が出ましたように、調理部門とかあいつた部門も広げながらという話がありましたので、そういった動きの中に質問を差し上げてので、そういったのは近々の話じゃないということで承知してよろしいんですかね。それだけ確認させていただきます。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） 情報館につきましては、県のほうの施設ということで町はあくまでもそこを借りて、その管理のほうを任されておるということでございますので、情報館をほかの利用目的として転用するというものについての協議は今までもしていませんし、今後においても協議をしてもなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） よろしいですかね。

ほかに質疑はありませんか。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 議案第25号の四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定についてをお聞きします。

この指定管理ですが、特殊な指定管理であってなかなかほかの方がまねができないということで、公募によらない指定管理ということで町長の裁量権でやっていけると思いますが、これ、指定管理料として800万円、毎年ついております。これは未来永劫、3年ごとにあれがありますが、町長の考え方でずっと続けてやれるものか、これからどこかである程度指定管理を打ち切って使用料をもらうということが出来るのか。そこらあたりを、町長のお考え方を聞きたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 私のほうから、議員の質問に対してご答弁を差し上げたいというふうに思えます。

質問のほうは、年間、去年度ぐらい、平成27年度が830万円、28年度が830万円ということで、前回の指定期間では平成26年度は810万円、27年度が830万円、28年度が830万円という流れで、指定管理料で委託をしております。

この奇想天外に指定管理で管理をして運営をしてもらっているんですが、総じて黒字なわけではございません。入館料によって経営をできればいいんですけども、なかなかそこから辺が難しいというところで指定管理料としてお支払をしながら運営をしております。

この3年間に限りましては、約200万円ぐらいの赤字ながですけども、その部分につきましては、奇想天外のほうで館内でのお土産であるとかフィギュアの製品であるとかいうことでの販売収入などを使いながらやりくりをしているというような状況でございます。

この指定管理料につきましては、この基本協定の中にはうたわれてないんですが、年度ごとの協定を結びますので、その中で指定管理料というものをまた決めていくこととなります。今回につきましても、これまでの収支状況を見まして、前回と、前年と同じように830万円ということで見込んだ部分で、指定管理料を支払いたいというような形で今考えているところでして、これが独立して、使用料だけで経営ができればいいんですが、議員おっしゃられましたように、つくった目的が海洋堂のフィギュアを中心とした展示ということでございますので、なかなかこういった展示施設で収益を上げるということが難しいかもしれませんが、そのことでは難しいかもしれませんが、そこに来られる年間の入館者も減っているわけですが、4万、5万人は来ます。そういった方々が他の観光施設なり商店なり、そういったところにつなげられるような取組が大事やと思っています。行政としてもそういった取組には考えていかんといきませんでしょうし、各商店なり企業なりもそういった、入館者が立ち寄るような考えといたしますか、そういった取組もする必要があらうかと私は思っています。

ということで、商工会、観光協会ともそういった部分を強化して、ホビー館の入館者がいかに町に入ってお金を落とさせていただくかというような取組は今後も続けていかんと思っておりますが、なかなか難しいのが現実でありまして、この問題はずっと引き続いております。何とか前向きに取り組んでいかなければならないというふうには思っています。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） よく分からない、分かるじゃなしに、分かんのですが、やはり企業努力というのが非常に必要で、いつもいつも赤字だから指定管理料を毎年払うとい

う、これ、町長が決断すべき問題になってくると思いますが、常に行政は、経済効果があると、4万、5万の人が入ってきて、道の駅でご飯を食べたりお土産を買うたりすることによって経済効果があるからという答弁をしますが、なかなか住民にはどこに経済効果があるか納得できないところが多いと。

それとやはり企業として商売としてやっていくには、補助金に頼るのではなく企業努力をしてやらなくてはならないと。公募によらないことで、毎回同じところに指定管理を引き受けさせると、どうしても甘えが出てくるということで、今後これに対しては、非常に交通整理としても百何十万円のお金が出ているし、倉庫をつくったり備品にもかなりのお金が出ていると。

こういうことが続くと、非常に、ここ1件だけならいいですけど、あらゆる施設にそういうところが出てくると、非常に町の財政に厳しさが出てくると。どこかでは町長が判断して、向こうの言いなりになるのではなく、こちらから条件を出して、もしこれでやれないのならもう企業として出ていっても構わんというぐらいな強い姿勢を持たなければなかなか決着ができないと私は思います。

やはり指定管理にしる補助金の制度にしる、3年、5年、10年という、こういう期限を切った相手方との話ができてないと、非常に長い間出しっ放しということはいかないと思いますが、町長はその点をどう考えておるか。お聞きしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 町長への答弁ということですが、再度私のほうから少し経済波及効果という面で、平成26年度にもその経済波及効果で試算をしてみました。たしか2億円を超していた波及効果です。それはあくまでも試算ですので、それが町内で使われたかというところはなかなか難しいわけですが、そのときの調査の中では町内にある道の駅とかいった部分では消費をされたいというような調査報告をしております。

今回も、奥四万十博がありましたので、奥四万十博のほうでも経済波及効果の試算をしていました。個人の、一人当たりの消費額もありましたので、それを参考にしてみました。平成25年度で約6万5,000人ぐらい入館者がおります。それで、奥四万十博の一人当たりの消費額を出しましたら、これも2億円ぐらいあります。それから平成26年度はちょっと少ないので1億4,200万円。それから平成27年度においては1億6,200万円というようなところで、1億6,000万円から2億円ぐらいの波及効果があると。

ただ先ほど申しましたように、これが商店の中、町中へ入って使われたのかということ

ろまでは分析がなかなか難しいのでしていませんが、仮に一人当たり1,000円としてもかなりな波及効果になっているとは思っているんですが、詳しくは算出してないので粗い言い方になってしまうんですけども、そこら辺はなっていると思いますし、私、前の議会でも言いましたように、あのホビー館ができたことで県道が、7億円ぐらいの予算がかかりました、それが実現しました。多分ホビー館がなかったら、ああいった整備はできてなかったと私は思っています。そういった部分もご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 本来この議案については、この今の契約、指定管理の相手方がいかなものかというような議案でございますけれども、ちょっと深掘りをしていただいた質問です。ただ相手の名誉もあるということで、私のほうから申し上げたいと思います。

先ほど、言いなりかという言葉がありました。これ、決して言いなりで指定管理料を決定しゅうもんじゃない。今までもなかったと思いますし、私もそういう考え方で今回の予算計上をしておるつもりもありません。

私が一番中心に置いておるのは、確かに私が今、この町政を担当させてもらっておりますけれども、議員もその後、私と一緒にその任に当たったところですが、やはり行政というのは継続性もあります。前任者の段階でこの整備が進められてきました。だんだんにそれぞれの議会で、予算の議決にしても、様々持ってきましたので、そこはしっかり私なりに確認をして進めておるところでございますが、今後、議員の言われるように、確かに厳しい予算の中で指定管理料はただこのままかということは私は考えておりません。

ただ、やはり、例えば工場誘致と一緒に、交流施設の誘致という考え方のもとでやっておりますので、やはり必要経費については確かに少ないほうがいいわけですが、しっかりその辺の収支の状況把握をしながら適正な価格というのを割り出してやっておりますので、今後、例えば交流人口がもっともっと拡大をして必要ないと、指定管理料は必要ない、自立で行けるということになれば、またその辺で一定の検討はしたいと思っています。

ですから、今は打井川地区の方も本当に前向きに支援していただいておりますので、是非このホビー館の契約者、相手方にしっかりいま一度我々と共に、地域の向上を確定していただくということでの今回この指定管理の契約でございますので、今後また様々な部分

でご指導をいただきながら進めていきたいと思えます。

ですから、お互いが対等の立場で契約をするつもりでございますので、そこはまた今後ともご理解いただければと思えます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 十分理解もしております。そして経済効果のほうも2億円と、それからあそこの道ができたということもわかっております。だけど、やはり税金を使ってやっているということを忘れることなく、いつまでも同じような方法でなく、何とか改良できるところはできるよう町長には努力してもらって、やらなければここ一つだけではなくいろいろなところに波状してきますので、その点をよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私は、議案第26号打井川の地域づくりセンターの指定管理で何点かお伺いをします。

今、関連の質疑で、ホビー館等の指定管理もあったわけですけれども、打井川のこの地域づくりセンターは地域のコミュニティでありますとか、緊急の避難施設として、ホビー館の開設にあわせて施設整備した大事な施設だと私は考えておりますけれども、非常に利用客が少なく、管理運営に指定管理の費用が相当かさばっているということも重々承知した上でちょっと質疑をいたします。

今回は、引き続き地元の方々に指定管理をお願いしようということですがけれども、この説明書の中に書いてあります「これまで活動が活発でない時期」というのを、現実私も何年間も見てまいりました。しかし、この指定管理の時期が来て、新たに昨年、食部会の再編を行って、新たな取組で「ホビー館・かっぱ館の来場者向けの弁当、あるいは冠婚葬祭時の活用とか仕出し等に取り組んでいる。」と書いておりますので、ここで、地元の方々の地区外の取組についてまずちょっとお伺いしますがけれども、ご存じのように、ここも地区としては高齢化が非常に進んでおります。その中で、この指定管理を受けたセンターに食事の提供ですとかいろんなことを高齢化の中でも比較的若い方々を中心にやってきておりました。

それで、この再編ということですがけれども、前より人数が若干名でも、よし、一緒に地域

のことだからやっ払いこうというふうに地区会の方々が増えたのか。この点と、この説明にあるように、先ほど言いました、仕出し等とか弁当の販売、これやはりあの施設には立派な食品の加工場も併設されておりますので、こういったやっぱり飲食関係のあれは大事だと思うんですね、収入を得るためには。それとやっぱり地元の食材を使って農家の収入も上げるということも可能であると思えますけれども、そこらあたり、昨年からは始めたばかりだとは思いますが、再編して以降、週にどのくらいの方々が、恐らく祝日、日曜を中心にやっ払いこうという取組をしていると思うんですが、そこらあたりのこの地区会の取組、再編に伴う取組、そういったところの報告をしていただきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

それこそ「活動が活発でない時期」ということで、昨年の5月であったか、6月であったか、それまでやはり土日の営業もなかなかままならないということでもありされていない時期がございました。地区会のメンバー、これは口打井川、中打井川、奥打井川と三つの集落が一緒になってこのセンターの運営をやっ払いこうということでも地区会を結成しております。区長も替り、その中でこのままじゃいかんぞということで話し合いを持たれて、これまで食部会ということで地区会の中に三つの部会を設けて運営をしておりましたけれども、その中で食部会、ここに任せっきりであったという状況がございました。

結局、その当時実際にやっ払いおられたのが2名程度がやられておまして、なかなか収益も上がらないということで、このままではようやらんねというような状況もあったわけですが、地区会が、これ地区会としてもう取組まなあいかんということで、組織的に再編といいますか、食部会は食部会としてあるわけですが、地区会の中の食部会やと、地区会が前面に立って今後の改善をやっ払いこうということで、その後取組を始めまして、ここに書いてありますように、仕出しを受けたり、それから今年について3月3日にひな祭りといったことでもお客さんをお呼びしてやっ払いしていますし、その後においてもまた開いております。

そういった形で、その活動としては活発になってきております。そして、食部会として、ここにかかわる人でございますけれども、その口、中、奥といったところでちょっと今、実際の人数は確認しておりませんが、7、8名ぐらいの人数が増えて、土日の営業はとにかくやっ払いこうということで今は継続しておりますし、今後、暖かくなって

人がたくさん来る時期、冬場は少ないと思いますけれども、今後、人がよけ来るようになればさらにいろんな取組をしていこうということで、実際には活動を活発にしていきたいと考えております。

それからもう一点、これまで、平成28年度までは、指定管理料として20万円を出しておりましたけれども、29年度からは指定管理料はもう出さないと、というのは、四万十町に集落活動センターといった類似の施設もできております。そういったところとやはり不公平が出てくるということでもいけないと、そういったことで、集落でこういった活動については、自ら稼ぎ自らやるという方向性でというお願いもしてきた経過もございます。

とにかく、今は前向きにやる方向で取り組んでおりますので、今しばらく温かい目で見てくださいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 地域の方々の人数も増えて、やっていこうということは非常にいい取組だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

その中で、今、電気水道代がやはりあそこは要るんですよ。その中で、20万円が全くゼロになったということだと逆に今度、地区会の方々に、これも逆に言えばまた負担をかけるようなことにもなるかなと思いますので、そこらあたりの協議、こういった形で地区会の方々も今までいわゆる施設管理に当たっての指定管理費をいただいていたのに、少額とはいえ電気水道代がなくなることについてはどうかなという、私自身は考えますけれども、そこらあたりこういった協議をしたのか、お伺いをします。

それと、やはり先ほど商工観光課長が10番議員の質疑の中でも、ホビー館、かっぱ館の方には年間5万人ぐらいやっぱり来ているということの実績がありますので、この打井川のこの施設は、先ほども冒頭申し上げましたけれども、ホビー館の開設と併設してできたような目的もあります。ただ、住民コミュニティとかそういう緊急避難用の施設だけではありませんので、だから都市住民との交流、こういうことも目的の中に入っておりますので、やはり一番肝要なことはホビー館を指定管理されている奇想天外、海洋堂さんとの連携がもう少し今まで以上に行わないと、なかなか地域住民の方々だけではちょっと難しいかなという、私は気がします。

その点と、これ、提案ですけれども、現状のいわゆる用途では利用ができませんけれども、やはり年間5万人来られているこのホビー館、かっぱ館を来られる方を中心として、この施設、私も泊まったことはありませんけれど、何回かは飲食させていただきました。

あそこを用途変更で宿泊施設としていわゆる民泊でやるともう全て整っておりますので、私はお金をかけなくてもあそこは十二分に民泊としてこの地域の方々、地区会で運営されれば収入も上がると、私は思うんですけれども、そういった用途変更しての有効利活用をこれまで地元の方々と協議したことはあるのか。この二点についてお伺いします。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

電気水道、それから合併浄化槽、こういったものが主な経常経費になると思います。この電気と水道については地区会のほうで支払っていただくと、それから合併浄化槽、これはなかなか人槽も大きいですので、大きな負担になると。これは、集落活動センター等におきましてもこの合併浄化槽については町のほうの施設として維持管理をすると、これは同様の取扱いとしております。これにつきましては、5月か6月か忘れましてけれども、地区の役員会があったときに、私のほうからそういう方向にさせていただきたいというお願いもしまして、その中で了解もいただいております。

それから、海洋堂、奇想天外等との連携ということで、当然その会の中でもやはりそういった連携を強めていかないと、ここの活用の将来性もないし、そういうことは積極的にやっていかないとこと、そういった部分におきましても、その後そういう話し合いの場でありますとか、先ほど言いましたように3月3日にひな祭りとしてお客さんを招いて、かなりの人数を呼んでいたと思います。その後においてももう一回やっています。

そういった中でも、奇想天外のほうにも連絡して来ていただいて一緒にやったとかいったようなこともございますし、そういった連携についても今とられているのではないかと。今後ますますそれをもっと広げていくというところでは今後とも引き続いてやっていただきたいなというふうに考えています。

それから、民泊できないかということでございます。一応、これまだ簡易宿泊施設としての許可もとっておりませんし、消防法との絡みもございます。体験型の学習という形で、そういう形で2、3日の宿泊とかいったような利用ということで、外貨を稼いでいくというのは一つの方向であろうと思います。それにつきましては消防法を再度調査するなり、簡易宿泊所としての許可を得るなりの手続が今後要ると思いますので、そういった方向も地区会と協議しながら一緒に進めていきたいと、検討していきたいというふうに考えています。ということで申し送っておきますのでよろしく申し上げます。

○議長（酒井祥成君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 十二分な申し送りをよろしく申し上げますと同時に、今、局長のほうから答弁があった、民泊の簡易宿泊施設への法律の改正が、緩和がどんどん進んでおりますので、消防法との兼ね合いもあろうかと思えますけれども、私はあの施設、随分出入りした経験がありますけれども、そんなにお金をかけなくっても、施設としては、やはり宿泊施設として利用できる施設である。新しいですしね、まだ。清潔でありますので、是非ともそこらあたりのことを、いわゆる宿泊施設としての利活用が、私はできると思いますので、局のほうと商工観光課のほうで、4月からにぎわい創出課のほうで是非とも一つこれ検討課題として取り扱っていただきたいということを申し上げまして、終わります。

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これより議案第26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第26号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時20分 散会

